

社援発0608第8号
平成30年6月8日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正について（通知）

今般、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成30年6月8日から適用することとしたので御了知の上、保護の実施に遺漏のないようにされた

○「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社 発 第 382 号 昭和 29 年 5 月 8 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、貴職におかれても遺漏なきを期しておられることと存ずるが、今般その取扱要領並びに手続を左記のとおり整理したので、了知のうえ、その実施に万全を期せられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>四 保護を受けた外国人(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第18条の7に規定する者に準ずるものに限る。)が法第55条の5第1項に規定する特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる場合には、当該外国人に対して同項の規定の取扱いに準じて進学準備給付金を支給すること。</u></p> <p>五 (略)</p> <p>問一～五 (略)</p> <p>問六 法の準用による<u>保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給</u>(以下「保護等」という。)は、国民に対する法の適用による保護等と如何なる相違があるか。</p> <p>(答) (略)</p> <p>問七～九 (略)</p>	<p style="text-align: right;">社 発 第 382 号 昭和 29 年 5 月 8 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、貴職におかれても遺漏なきを期しておられることと存ずるが、今般その取扱要領並びに手続を左記のとおり整理したので、了知のうえ、その実施に万全を期せられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 (略)</p> <p>問一～五 (略)</p> <p>問六 法の準用による<u>保護及び就労自立給付金の支給</u>(以下「保護等」という。)は、国民に対する法の適用による保護等と如何なる相違があるか。</p> <p>(答) (略)</p> <p>問七～九 (略)</p>